

撮影隊配置図

手順1 利用街区の確認、一般の公園利用者用の通路確保

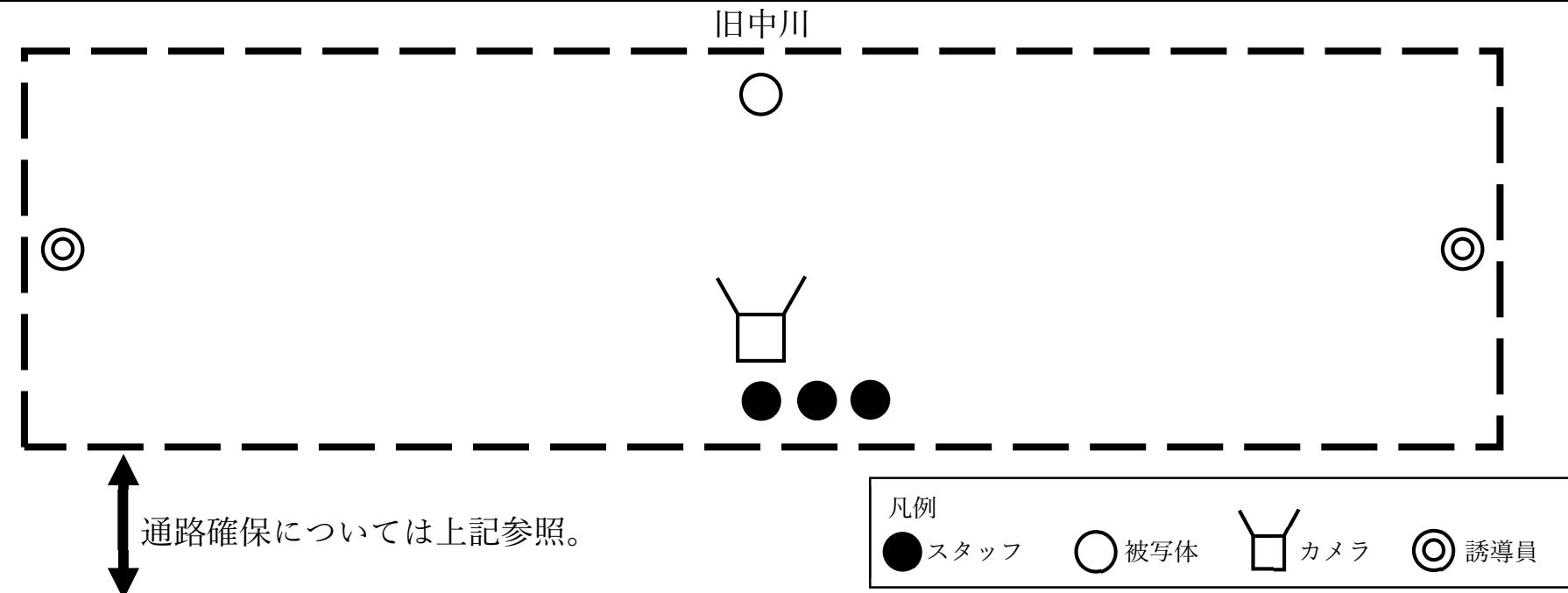
・利用予定場所を以下から選びチェックを入れてください。その右欄も確認しチェックを入れ、関係者に必須事項として周知・徹底をお願い致します。

川の駅にぎわいゾーン、みどりの散歩道ゾーン、
桜並木ゾーン、あじさいの小径ゾーン、亀戸中央公園前広場ゾーン

撮影時も常時通行できるよう 2m 幅以上の通路を確保する事。通行者がいる場合撮影を一度ストップし、通り抜けた事を確認後再開する事。左記遵守します

手順2 配置図の作成

- ・図形は適宜追加・移動し想定している撮影時の配置を図示してください。
- ・公園利用者の妨げにならないよう配置を工夫してください。
- ・配置図が複数枚ある場合は各場所で実施する際の配置図をご作成ください。



手順3 利用面積の算出

縦方向 m × 横方向 m = m² ←公園利用許可申請書の利用面積欄に同数値をご記入ください。(複数個所で撮影の場合それらの合計値)

手順4 使用機材 (使用する物をマークしてください。以下に無い場合は追記願います。)

カメラ、三脚、レフ板、小型発電機、照明、台車、その他 ()

※次の機材やそれに類する物はご使用出来ません。(レール、クレーン、足場、テント等工作物、電動カート、人の手で即座に動かせない物)